

令和6年3月28日

事業適応促進業務における指定金融機関の指定について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の19第1項の規定に基づき、令和6年3月28日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第21条の20第1項の規定に基づき公示する。

1. 指定金融機関の商号又は名称

株式会社 SBI 新生銀行

2. 指定金融機関の住所

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号

3. 事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

営業所又は事務所の名称	所在地
本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
札幌支店	北海道札幌市中央区南1条西2-5
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大阪支店	大阪府大阪市北区小松原町2-4
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神2-13-7